

上富良野町固定資産評価審査委員会会議録

日時 令和3年3月18日（木）午後1時15分

場所 上富良野町役場 第2会議室

出席者

委員 谷本 博昭

委員 船引 武通

委員 村岡 昌仁

町長 斉藤 繁（開会あいさつ後退席）

事務局

町民生活課長 星野 耕司

税務班主事 徳道 杏可伶

会議の内容要旨

1 開会宣言

2 開会あいさつ（町長）

3 委員、事務局の紹介

4 議題 令和3年度固定資産評価替え概要について

事務局：

まず土地のうち、宅地は町内で標準宅地として89か所を設定して、鑑定評価を行いました。これに基づき路線価を算定しており、おおむね下落しています。田、畑、山林、牧場、原野、池沼、雑種地は据え置きとしています。鉄軌道用地、ゴルフ場用地についても資料のとおり算定し課税しています。

家屋は、新築する場合にかかった費用を算定し、そこから経年減点して評価しています。評価替えで基準となる数値が変更となっています。

全国的に経費削減などの観点から、3年に1回評価替えを行うこととしています。お配りした「令和2年度固定資産税のしおり」にも評価替えの解説がありますので、ご確認ください。

5 その他 令和2年度固定資産評価の審査申出について

事務局：

地方税法により、税額に不服がある場合「公示の日から納税通知書の交付を受けた日

後3月を経過する日」までに審査を申し出ることとなっていて、今年度は0件です。課税内容への問い合わせは毎回ありますが、その都度職員より説明して理解いただいています。今年度は4月1日に公示し、納税通知書を5月8日に送付しており、例年同様の日程で通知しています。

6 質疑応答

委員：

更地にすると、税額が高くなると聞いたが本当でしょうか。

事務局：

住宅が建っていると土地は住宅用地の特例が適用され税額が軽減となっていますが、住宅を取り壊すと適用前の税額に戻ります。住宅は経年減点していても、当初の評価額のうち2割は残ることとなっていますが、取り壊せばこの税額はなくなります。住宅の評価額が高ければ、相対的に安くなることもあります。都市圏では全体の税額が高くなる方が多いと思われれます。

委員：

所有者が不明の家屋の取り壊し費用は、誰が負担するのでしょうか。

事務局：

相続放棄となった不動産はどなたの所有でもないため、相続財産管理人を選任し売却をめざすなどしていくこととなります。早い段階から権利関係を整理して、相続登記をしていただくこととなります。

委員：

今回の評価替えで町の収入が減るのでしょうか。

事務局：

予算上は減収としていますが、町政運営には影響がない範囲と見込んでいます。

7 閉会（午後2時）